

公益社団法人日本航空機操縦士協会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本航空機操縦士協会(以下「本協会」という)と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第 3 条 本協会は、航空技術の向上を図り、航空の安全確保につとめ航空知識の普及と諸般の調査研究を行ない、もって我が国航空の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 航空の安全文化の普及と啓発
- (2) 安全対策(制度と運用)
- (3) 情報(知識)の伝達と提供
- (4) 技術習熟の支援
- (5) 情報収集と調査研究
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 本協会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 操縦に係る技能証明を有する者、または技能証明を有しない者で操縦士と同等以上の航空技術に関する知識・見識を持っている者、であって本協会の 目的に賛同して入会した者
- (2) 終身会員 正会員としての本協会在籍期間が 20 年以上かつ年齢が満 65 歳に到達した会員のうち、終身会員待遇を申請した者

- (3) 準会員 本協会の目的に賛同して入会した者のうち会費の一部を免除された者
- (4) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した者または団体もしくは法人名誉会員 本協会が名誉会員として推薦した者

2 本協会は、概ね正会員 1000 人の中から 10 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の社員とする。なお、端数の取扱いについては理事会において定める。

3 代議員は、正会員による代議員選挙により選出する。代議員選挙に関する細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に一度実施することとし、代議員の任期は、代議員の選挙が行われた翌年度の 4 月 1 日より 2 年間とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え、第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位による。

9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員の選挙が行われた翌年度の 4 月 1 日より 2 年間とする。10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第 6 条 本協会の会員になろうとする者は、本協会が定める入会申込書を提出し、承認を得なければならない。

(会費の納入)

第 7 条 会員は、別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 既納の会費は返還しないものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する時は資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき

(5) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずるものを意味し、以下同様とする。）であるまたは資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると本協会が判断したとき

(6) 除名されたとき

(退会)

第 9 条 会員が、退会しようとするときは、本協会が定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。(1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失わせる行為があったとき

(2) 定款又は総会の決議に反する行為があったとき

(権利の喪失)

第 11 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本協会の資産に対し、何らの請求もすることができない。

第 3 章 総会

(種別)

第 12 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権能)

第 14 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令、又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 会長が必要と判断した場合は別途総会運営規程に定める電話会議または Web 会議により総会を開催することができる

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決定をしたとき
- (2) 代議員の議決権の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定により請求をした代議員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内 1- に臨時総会を招集しなければならない。

3 代議員が招集する場合を除き、総会を招集するときは、会議の日時、場所、および目的審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の 10 日前までに代議員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない代議員が書面、又は電磁的方法によって議決権を行使することを理事会で議決したときは、総会の日の 2 週間前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、本協会の会長がその任にあたる。なお会長に事故があるときには、あらかじめ会長の定める順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第 18 条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

(表決権)

第 21 条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 20 条の規程の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所、開催方法
- (2) 代議員の現在数及び出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他法令に定められた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印しなければならない。

第 4 章 役員等

(役員)

第 23 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 30 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 人を会長とし、3 人以内の副会長、1 人の専務理事、7 人以内の常務理事を置く。

3 本協会の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。2 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会において選任する。3 監事は、本協会又はその子法人の理事、又は使用人を兼ねることができない。4 理事のうち、理事のいずれか 1 名と、その配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事、又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の職務)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。3 会長及び副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 本協会の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認められたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは不当な事実があると認められたときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認められたとき、会長に対し理事会の招集を請求すること

- (6) 前号の規定により請求した日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令、若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること
- (8) その他法令に定められた業務を行うこと

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 28 条 役員には、役員報酬規程で別に定める支給基準により、報酬等を支給することができる。

2 役員報酬の総額（上限額）は、理事と監事に区別の上、総会の決議により定めるものとする。

3. 役員報酬の総額（上限額）を改定する場合は、総会の承認を得なければならない。

4. 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 29 条 理事は、次に掲げる取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第 30 条 本協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を経て、学識経験者または協会活動に貢献した者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任する事ができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときには、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数等)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、会長が必要と判断した場合は別途理事会等運営 規程に定める電話会議または WEB 会議により理事会を開催し決議することができる。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 6 章 委員会及び支部

(委員会及び支部)

第 37 条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び支部を設置することができる。
2 委員会及び支部に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 38 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には所要の職員を置く。
3 職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 39 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 総会及び理事会の議事録に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告及び計算書類等
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによる。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 41 条 本協会の資産は、会費及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第 42 条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第 43 条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 44 条 本協会の事業計画及び収支予算等(事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、その他法令で定める書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会が作成し、総会に報告するものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 カ月以内に、会長 が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第 3 号及び 4 号については、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動の状況の概要、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 46 条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 47 条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び、特定の資産の取得、又は改良に充てるために保有する資金の取り扱については、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、第51条の規定を除き、総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

(解散)

第49条 本協会は、法人法第148条で定められた事由によるほか、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第50条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を1ヶ月以内に総会の決議により、国若しくは地方公共団体、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 本協会の解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により国若しくは地方公共団体、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人に寄付するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 53 条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 54 条 本協会の公告は官報に掲載する方法による。

第 12 章 補足

(細則)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この定款の施行後の最初の代議員は、第 5 条と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

4. この定款は平成 30 年 1 月 1 日から施行することとする。代議員選挙規程については平成 30 年 1 月 1 日より効力を生じる

5. この定款は令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。

平成 25 年 6 月 14 日 改正

平成 28 年 6 月 6 日 改正

平成 29 年 6 月 16 日 改正

令和 2 年 6 月 19 日 改正

令和 5 年 6 月 16 日 改正

令和 6 年 6 月 21 日 改正

令和 8 年 6 月 19 日 改正